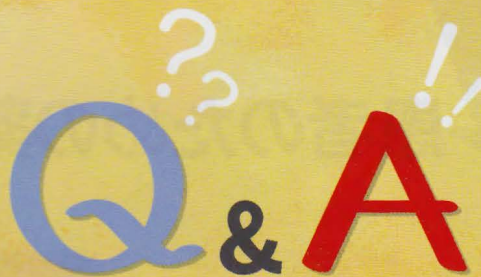


処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 特定薬剤管理指導加算は、対象となるすべての医薬品について薬学的管理・指導を行うこととされていますが、いつも同じ処方内容の患者の場合、同じような指導内容になってしまいがちです。患者の状況などに応じて、その都度、指導内容に違いがあっても構わないのでしょうか。(匿名希望)

A 差し支えありません。
特定薬剤管理指導加算は、薬剤服用歴管理指導料として行う管理・指導に加えて、「特に安全管理が必要な医薬品」について適切に指導を行ったことを評価する点数です。「特に安全管理が必要な医薬品」に該当するものは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻抑制剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤、抗HIV薬とされています。

対象となる医薬品が複数処方されていた場合、要件では「そのすべてについて必要な薬学的管理及び指導を行う」とされていることを考えると、繰り返し同じ内容の処方せんを受け付けている患者であったとしても、対象となるすべての医薬品について指導を行うことが求められ

表 特定薬剤管理指導加算の算定要件

別添3 調剤報酬点数表に関する事項
区分10 薬剤服用歴管理指導料
(23) 特定薬剤管理指導加算
ア 特定薬剤管理指導加算は、薬剤服用歴管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、患者又はその家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤について <u>これまでの指導内容等も踏まえ</u> 適切な指導を行った場合に算定する。 (以下、省略)

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕
(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3より抜粋

ていると解釈すべきでしょう。

しかし、ケースによっては、あまり一度に多くの事項を説明しすぎると、大事なことを正しく理解してもらえないケースもあるのではないのでしょうか。患者の状況や処方内容などに応じて、調剤の都度、指導内容の違いや濃淡はあり得ると思われまして、またその逆に、あえて同じ内容であったとしても繰り返し説明することが必要なこともあると考えます。

そのようなことから、算定要件では「これまでの指導内容等も踏まえ」適切な指導を行うよう求めています(表)。

質問の募集

1. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
2. 質問の範囲
①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問 ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問 ③調剤技術などに関する質問
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、図書カードを贈呈します。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270